

管理不全空家の

# 除却工事補助金

宇治田原町では、町民のみなさまが安心して生活できる環境を確保するため、**管理不全な空家の除却工事にかかる費用の一部を補助します。**



除却工事費用の  
**40** **最大**  
万円  
を補助します

対象となる空家	<p>以下①～③をすべて満たし、④又は⑤のいずれかに該当する空家</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 宇治田原町内に存するものであること</li><li>② 個人が所有するものであること</li><li>③ 公共事業等の補償の対象となっていないものであること</li><li>④ 不良住宅である</li><li>⑤ 特定空家等又は要観察空家と判断されたもののうち、町長が除却することを適当と認めたものである</li></ul>				
対象者	<p>以下のすべてを満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 補助対象空家等の所有者又はその法定相続人、若しくは所有者等から当該空家等の除却について同意を得たその敷地の所有者である</li><li>② 補助対象空家等に存する抵当権等のすべての権利者の同意を得ている</li><li>③ 所有する特定空家等について町から除却命令を受けていない</li><li>④ 町税等を滞納していない</li><li>⑤ 過去にこの規則に基づく補助金の交付を受けていない</li><li>⑥ 暴力団員等でない</li><li>⑦ 申請した日の属する年度の3月末までに、工事を完了することができる</li></ul>				
対象工事	<p>以下の解体工事業を営む業者に請け負わせ、空家を除却し敷地を更地にする工事</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 町内に事務所を有する個人事業主又は町内に本社、本店若しくは営業の拠点となる事業所を有している法人であること</li><li>② 町の指定する解体工事業者登録をうけた工事業者であること</li></ul> <p>※ただし、補助金の交付決定前に着手した工事、他の補助金の交付を受けている工事を除く</p>				
補助額	<p>最大<b>40</b>万円（不良住宅に該当し補助対象経費に5分の4を乗じて得た額）</p> <table border="1"><tr><td>不良住宅に該当</td><td>工事対象経費の5分の4（最大40万円）</td></tr><tr><td>特定空家又は要観察空家に該当</td><td>工事対象経費の5分の2（最大20万円）</td></tr></table> <p>※ともに千円未満は切り捨て</p>	不良住宅に該当	工事対象経費の5分の4（最大40万円）	特定空家又は要観察空家に該当	工事対象経費の5分の2（最大20万円）
不良住宅に該当	工事対象経費の5分の4（最大40万円）				
特定空家又は要観察空家に該当	工事対象経費の5分の2（最大20万円）				

補助金の交付を受けるには事前申請が必要です。詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】宇治田原町 まちづくり推進課 移住定住係

〒610-0289 京都府綴喜郡宇治田原町立川坂口18-1

E-mail : machi@town.ujitawara.lg.jp

TEL : 0774-88-6616

FAX : 0774-88-3231

# 宇治田原町管理不全空家除却工事補助金の交付手続の流れ

## 補助申請者

## 町担当者

### ① 補助金交付申請

下記の必要書類を提出してください。  
(提出前に□に✓を記入してご確認ください。)

<input type="checkbox"/>	空家等除却補助金申請書（第1号様式）
<input type="checkbox"/>	空家等の見取り図、配置図及び現況写真
<input type="checkbox"/>	補助対象工事の見積書及びその内訳書の写し
<input type="checkbox"/>	空家等の登記事項全部証明書又は所有者を確認できる書類
<input type="checkbox"/>	(建物に抵当権等の所有権以外の権利が設定されている場合) 権利者全員の同意書、(建物と異なる敷地所有者の場合) 建物所有者の同意書
<input type="checkbox"/>	その他町長が必要と認める書類

### ② 審査

書類の審査と現地にて対象空家の調査を行い、判定します。

### ③ 交付決定

補助金交付が決定した場合、申請者に報告します。

※速やかに



### ④ 除却工事

除却工事着手、完了、工事費支払

### ⑤ 完了報告

下記の必要書類を提出してください。  
(提出前に□に✓を記入してご確認ください。)

<input type="checkbox"/>	空家等除却完了報告書（第7号様式）
<input type="checkbox"/>	補助対象工事の請負契約書の写し
<input type="checkbox"/>	補助対象工事の領収書の写し
<input type="checkbox"/>	廃棄物処分に関する処分証明書の写し
<input type="checkbox"/>	補助対象工事の完了写真（施行前と同一箇所から撮影したもの）
<input type="checkbox"/>	その他町長が必要と認める書類

※完了報告は、工事完了から30日後、又は同年度3月末までのいずれか早い日までに提出してください。

### ⑥ 審査・交付確定

書類の審査と現地調査を行い、交付額の確定通知をします。

### ⑦ 交付請求

交付請求書（第9号様式）を提出してください。

### ⑧ 補助金交付

指定された金融機関口座に補助金を振り込みます。

**補助完了**